

令和4年度 第1回村上市環境審議会 会議要約

- 1 開催日時 令和5年2月14日（火）午後1時30分～午後3時
- 2 開催場所 村上市役所5階 第4会議室
- 3 出席委員 梅田委員、佐藤(巧)委員、富樫委員、遠山委員、石崎委員、
房委員、小池委員、岩浪委員、板垣委員、高橋委員、伴田委員、
佐藤(克)委員、須貝委員、磯部委員
- 4 欠席委員 菅原委員、鈴木委員
- 5 出席職員 環境課：瀬賀課長
環境政策室：大滝課長補佐
生活環境室：本間課長補佐、小野寺係長
- 6 会議次第及び会議要約 別紙のとおり

令和4年度 第1回村上市環境審議会

日時：令和5年2月14日(火)午後1時30分
場所：村上市役所5階第4会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 報告事項
 - (1) 令和3年度村上市の環境状況について ……資料1
 - (2) 令和3年度環境基本計画進捗状況について ……資料2
- 4 協議事項
 - (1) 村上市ゼロカーボンビジョンについて ……資料3
- 5 その他
- 6 閉 会

<資 料>

- ・次第
- ・委員名簿、座席表（当日配布）
- ・資料1・・・村上市環境の状況報告書 令和3年度版
- ・資料2・・・第2次環境基本計画令和3年度進捗管理報告書
- ・資料3・・・村上市ゼロカーボンビジョン
- ・当日資料・・・環境審議委員から事前にいただいた意見と市の考え方

会議要約

1 開会（午後1時30分）

事務局： 本日はお忙しいところ、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまから令和4年度第1回村上市環境審議会を開催させていただきます。

当市は昨年の8月3日から4日にかけての大雨により激甚災害指定の災害に見舞われました。以降多くの皆様から多大なるご支援をいただいていることにこの場をお借りして感謝申し上げます。また、本来であれば本審議会はもっと早い時期での開催を予定していましたが災害復興を優先した結果この時期の開催とさせていただきます。

2 会長あいさつ

事務局： それではまず初めに梅田会長よりご挨拶をいただきます。

会長： 今年度の村上市は水害や鳥インフルエンザで、全国ニュースに取り上げられることが多かったと思います。水害では委員やお知り合いの方で被害を受けたり、避難された方がいらっしゃると思います。復旧には時間とお金がかかるとは思います。市には全力で取り組んでいただき、一日でも早く皆さんが安全で安心な生活ができるよう頑張ってくださいと思います。

本日の会議でもいろいろなテーマがあると思いますが、皆様の意見を聞かせてください。

事務局： ありがとうございます。次に今年度4名の委員の交代がありましたので紹介させていただきます。

（新規委員紹介）

委員名簿7番 小池 俊夫 委員（環境省関東地方環境事務所新潟事務所長）

委員名簿8番 岩浪 春輝 委員（新潟県新発田地域振興局環境センター長）

委員名簿10番 高橋 一男 委員（いわふね森林組合 副組合長）

委員名簿13番 菅原 司 委員（荒川漁業協同組合）

事務局： ここで、本日の定足数についてご報告申し上げます。委員総数16名のところ、14名のご出席をいただいております。従いまして、環境審議会規則第3条第2項の規定に基づき、過半数以上の出席がありましたので、本日の会議は成立することをご報告申し上げます。規則により今後の進行を梅田会長にお願いいたします。

3 報告事項

(1) 令和3年度村上市の環境状況について

会 長： それでは次第の3報告事項に入らせていただきます。(1)について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： (資料1に基づき、令和3年度村上市の環境状況について報告)

会 長： ただいまの報告について委員の皆様からご意見、ご質疑をお願いします。

委 員： 7ページの水質調査結果について、測定地点によっては大腸菌群の値が基準値より高いですが、どれくらいの値まで許容できると考えていますか。また、値が高い場所には何か個別の特性があるのか、またそれに対する対策は必要ないのか教えてください。

事務局： 市としても大腸菌群の値が基準より高い箇所があることは把握していますが、大腸菌の特性として、夏場水温が高くなる時期や農業用水の流入や降雨の際に値が高くなるものと認識しています。その上で基準値の1桁程度の上昇であれば問題ないという指摘もいただいておりますので、市としては今回の値は問題ないと考えています。

委 員： 補足をさせていただくと、大腸菌群数は大腸菌以外の雑菌の数も値として反映されるため、濁りなどが発生すると大きく増加します。公共用水域の水質測定に関しては濁りにより数字が2～3桁高く出たとしても、状況的に問題がないと考えてよいと思います。

委 員： 昨年8月の大雨による三面川水系への影響についてですが、水質や地盤がかなり悪化しており、災害前の状態に戻すには数年かかると言われています。風評被害を受けないためにも、そのような状況であることを、委員の皆さんに認識しておいていただきたいとともに、市には市民の方へ周知をお願いしたいと思います。

事務局： 今回お示しした資料は令和 3 年度の状況報告となります。タイムラグがあり申し訳ありませんが、大雨災害の自然環境に対する影響については今度の調査などにより明らかになると思います。復旧、復興には時間がかかるというのが現実であります。皆様のご協力のもと、一丸となって復興作業に取り組んでおります。また、自然環境への影響についてはこれから注視していかなければならないと考えています。

(2) 令和 3 年度環境基本計画進捗状況について

会 長： 次に報告事項（2）について事務局から報告をお願いします。

事務局：（資料 2 に基づき、令和 3 年度環境基本計画進捗状況について報告）

会 長： ただいまの報告について委員の皆様からご意見、ご質疑をお願いします。

委 員： この進捗状況については、進捗管理委員会にも図ったのでしょうか。

事務局： 今年度の進捗管理委員会は 1 月当時の感染症の蔓延状況から書面開催で開催させていただきました。現在は進捗管理委員会の皆さんから書面でいただいた意見を取りまとめているところです。

委 員： その結果は環境審議会にも示していただけるのでしょうか。

事務局： 報告書内容に変更などがあった場合はご報告させていただきます。

委 員： 事情があるとは思いますが、環境基本計画の進捗管理をしっかりと行うためにも来年度以降は対面での開催をお願いしたいです。

委 員： 別紙の「環境指標の進捗状況」内の合併浄化槽普及率についてですが、現況値が 86.7%で令和 3 年度が 86.4%ということで減少しておりますがどういった要因で減少したのでしょうか。

事務局： 減少の原因についてはこの場で回答できませんので、担当部署に確認し、皆様に分かる形で資料を添付させていただきます。

委員： 施策の方向性の中に「5Rの推進」というものがあります。

5Rとは何を示すのか教えてください。

事務局： 5Rとは資源循環型社会を目指すための五つのRを示しています。

1つ目はごみの発生抑制、不必要な物をもらわない、断る、という意味の「リフューズ」。2つ目の、排出抑制、ごみを発生させないという意味の「リデュース」。3つ目が修理修繕をするという意味の「リペア」。5つ目が再使用をするという意味の「リユース」。最後は再生使用という意味の「リサイクル」。かつての3Rですと、リデュース排出抑制、リユース再使用、再生利用のリサイクルでしたが、不要なものは断るという意味のリフューズ、修理して使うリペアが追加し、5Rという形で推進しています。

委員： 参考資料の「環境施策の評価一覧」に関してですがA～D評価された施策は何らかの事業を実施しているということだと思いますが、例えば1ページの9項目の施策のように2年連続E評価が続いているものは事業が実施されていないということでしょうか。

事務局： どちらも実施しなかったという評価になっています。実施できなかった理由としては、新型コロナ感染症の影響だと思われます。R2、R3年度に関しては人が集まることに対する制限など、特に体験型のイベントなどが開催しづらい状況が続いていた時期であります。

委員： 同じく「環境施策の評価一覧」で、R2評価の欄が「－」になっているのはどういう意味ですか。

事務局： 令和2年度の評価で横線が引いてある施策ですが、これは令和3年度からスタートした第2次環境基本計画で新しく掲げた施策のため、前計画の期間であった令和2年度の評価がないものになります。

委員： 評価ランクについて A は「達成（十分な成果が得られた）」となっていますが、B～E が前年度との相対的な評価となっていることと比べると、A だけ曖昧な評価の仕方になっていると思います。もう少し基準をはっきりさせた方が良いでしょう。

事務局： ご意見を参考にさせていただいて、評価方法を検討させていただきます。

委員： 「環境施策の評価一覧」の 1 ページ下部の海浜植物の保護の施策についてですが、下から 2 つ目に記載されている新規開発時の事業者、団体と行政の連携の施策に関連して意見があります。

現在昨年の大雨災害の影響し、海岸の大量のごみが発生しています。もう何回も地域の住民の方がごみ拾いなど片付けしてるわけですがけれども、追いつかない面があり、重機が入ることが多々あると思います。

ただ、あの海岸には希少な植物が多く生息しており、その希少種が重機で踏みつけられるということが間々あって、最近もシロヨモギという絶滅危惧種の 1 類 2 類に該当する種が踏みつけられたということがありました。

そういう場合に、市民団体や研究団体に一声かけていただければ、ここは希少種が生育してるため重機の使用はやめてほしいとかと、或いはあらかじめ分かれば別の場所に移植するとか、そういう手だてが講じられると思います。

そこで市に要望したいのは、市で連絡協議会みたいなものを作っていただいて、関係団体とか、研究団体保護団体が電話 1 本ですぐに集まって、対策を講ずるというようなシステムを作っていただきたいと考えています。

事務局： 進捗管理委員会のご意見でも、委員が仰ったシロヨモギの話伺いました。

災害による海岸漂着物につきましては、基本的に海岸管理者にて除去作業、撤去作業行うこととなっております。海岸の多くは県の治水港湾課の管理となっており、ごみの撤去も県が主体となって作業していたと認識しております。

そのため、ただいまいただきましたご意見については県の担当課とも連携しなければならない取り組みだとは思いますが。

工事をいつ行うのか、許可するのかというのはどうしても県の判断となっておりますが、ある段階で県から情報をもらうなど、何かしらの手だてはないのか考えております。

委員： 今のような話というのは、埋蔵文化財などであれば、指定されている場所を工事する場合には、許可がなければならぬと思います。

同じように希少種が生息している箇所を、どれだけ工事関係者が知ってるかどうかによって事前協議ができるかどうか決まってくると思います。その連携の仕方について構築をしていただくような形で市には動いていただきたいと思っております。

事務局： どのような時に協議や届け出を行っていくかという部分から含めて、お互い協議しながら決めていくこととなりますので、それも含めて検討させていただきます。

4 協議事項

会長： それでは、次第の4 協議事項に入らせていただきます。村上市ゼロカーボンビジョンについて事務局から説明をお願いします。

事務局： (資料3に基づき、村上市ゼロカーボンビジョンの内容について説明)

会長： ただいまのビジョン案について委員の皆様からご意見、ご質疑をお願いします。

委員： 3ページに記載されている2030年度目標の二酸化炭素排出量46%減という目標は、県の目標に合わせて設定したものでですか。また、2013年60万3千t、2030年目標値の32万6千tというものも村上市内の温室効果ガス排出量ということによろしいですか。

事務局： その通りです。更に言えばその上位計画にあたり、一昨年10月に閣議決定された国の地球温暖化対策計画の目標値が2030年までに46%削減となっておりますので、それに連動して村上市も同じように定めたものです。

委員： 6ページに重点プロジェクトとして7項目あげていますが、46%削減のためにどの項目で何%ずつ削減するかという目標値はこれから決めるのでしょうか。

事務局： ご指摘のように項目で、どれだけ減らせるかの具体的な数字は現時点では持ち合わせておりません。

国の計画が発表される前に策定した、当市の第2次環境基本計画では当時の目標に合わせ2030年30%削減を目標に掲げていますが、その環境基本計画の中間見直しに併せて、46%削減への目標修正、各分野での目標削減量お示ししたいと思っております。

委員： 今回のビジョンでは事業者、企業、自治体、行政関係が中心に書かれていますが、今後一般家庭に向けてもどう行動をしていこうなどという周知がされるのでしょうか。もう7年しかないため、市民の皆さんへの周知も早めに行う必要があると思います、

事務局： 環境基本計画の中でも、市民、企業、行政が取り組むべきことを記載していますが、それをより具体的な形で示せるよう、令和5年度中に国の補助事業なども活用し計画づくりを進めていきたいと考えています。

委員： 県の計画のように各分野での目標削減量が記載されると市民にも伝わりやすいと思いますので、早めに示していただけることを期待しています。

委員： 家庭分野で言うと、蓄電池でエネルギーの無駄をなくす。そのための蓄電池に対する補助が必要だと思います。また、最近の住宅では増えてきていますが、電気使用量の見える化など、省エネの方向性が見えれば、市民の皆さんの意識も変わってくると思います。

委員： 小型木質バイオマス発電について、具体的な計画などはあるのでしょうか。木質バイオマスは発電だけでなく、熱利用も有効な活用手段だと思います。

事務局： 小型木質バイオマス発電につきましては、今現在、神林庁舎前に民間事業者が設置したものが稼働しております。この発電機で発電された電気は、災害時、避難所となる神林農村環境改善センターに非常用電源として供給するという協定を市と事業者の間で結んでいます。

また別の取組として、7ページにプロジェクトイメージを記載しておりますが、災害に強い公共施設や道の駅あさひに小型の木質バイオマス発電機の設置を考えております。具体的な計画までには至っておりませんが、こういった構想があると認識いただければと思います。

先程の神林のバイオマス発電やアクアセンターの太陽光発電などは事業者が電力会社に電気を売っている形ですが、今説明した構想で設置するバイオマス発電機については設置場所の公共施設で直接自家消費する想定で考えています。

更には、委員が仰いましたとおり熱も使えるということで、その利用も検討しております。例えば道の駅あさひにはプールや温泉がありますが、その温水の熱源として活用することを期待し、この構想を作っております。

今の一例のように市内の森林整備で発生するチップを木質バイオマスとしてうまく循環させてエネルギー利用できないか検討しているのが7ページ全体のイメージとなります。

委員： 6ページの上の方に、環境省の脱炭素先行地域っていう文言がありますが、第1回目で新潟県内では佐渡市、第2回目は関川村が、環境省から選定を受けたと思いますが、村上市は3回目以降の募集に応募する予定でしょうか。

事務局： 今まさに3回目の募集期間中ですが、3回目に応募する方向で現在最終段階の調整を進めております。

また、脱炭素先行地域以外にも、重点加速化事業など環境省から出ている交付金が様々ありますので、それらを活用も検討しながら進めていきたいと考えています。

委員： 先行地域だと、どのエリアを選定したのでしょうか。全市を対象とするのか、例えば道の駅あさひの周辺を先行地域にされるのか教えてください。

事務局： 脱炭素先行地域というのは、選定したエリア内の全てのエネルギーを再生可能エネルギーでカバーする計画が求められます。そのため全市を対象にするとそれを賄えるだけの大きな再生可能エネルギーの発電所などを建設する計画となりますが、それは実現的ではないと判断し、限定したエリアで提出したいと考えております。

具体的にはこの7ページにプロジェクトとして記載している道の駅あさひ周辺の施設群をエリアとして、応募の準備を進めています。

委員： 地域新電力を将来的につくられる計画のようですが、全国では幾つもの自治体が出資し地域新電力が設立されており、新潟県では新潟市や柏崎市などで設立されたと認識しています。一方でうまくいっている事例はほとんど聞きません。村上市でも設立するとして、成功する見込みなどはあるのでしょうか。

事務局： 地域新電力についてはまだ具体的に決定していることはありませんが、現在村上市は東京理科大と協定を結び、脱炭素に向けた取り組みを一緒に検討しております。その検討の中で、全国的な取り組みや理科大が持つコネクションを活用していきながら、成功する計画づくりを念頭に置き、成功事例を参考にさせていただきながら協議を進めているところです。

5 その他

会 長： 次に次第の5その他に移ります。本日はいろいろな分野の方にそれぞれの視点で村上市の環境についてどのような課題があるか、たくさんの貴重なご意見いただきましたが、他にご意見がある方はいらっしゃいますか。

委 員： 村上市胎内市沖洋上風力発電事業についてですが、今年中には事業者が決定し、先程のビジョンの目標年度である2030年頃には稼働が開始されると聞いています。電力以外にも地域振興のための基金として発生するとも聞いていますので、市にはそれらをしっかり活用してゼロカーボンを目指していただきたいと思います。

会 長： 事務局から何かありますか。

事務局： 当日資料として配布させていただきました環境審議会委員の皆様から事前にいただいた意見とそれに対する市の考え方について説明させていただきます。

(資料に基づき、委員からの事前意見と市の考え方を説明)

会 長： ただいまの説明に対して、ご意見、ご質疑があればお願いいたします。

委 員： 災害廃棄物処理についてですが、災害時膨大な量発生する災害廃棄物は、市だけでは処理が困難なため、連携をして近隣町村や他県に災害時のごみ処理について協力をしてもらうようになっていると思います。村上市は今回の水害で発生した大量のゴミなどはどのように処理したのか教えてください。

事務局： 新潟県と結んでいた廃棄物業者などの応援協定がありましたので、特に可燃物などは多くを新潟市のごみ処理場に運び処理していただきました。

また産業廃棄物処理施設にも、一部の災害廃棄物の受け入れをお願いしました。県内では処理できないものもありましたので、一部県外にも協力いただきました。

委員： 鳥インフルエンザについてですが、今回穴の中にブルーシートを張ったうえで130万羽を埋める形で殺処分を行いました。今回の方法が適切であったか再検討して欲しいですし、今後県内で鳥インフルエンザが発生した場合同様の方法を取るのか、今回のように集落の川上に穴を掘るようなことにならないように事前に防疫計画を作れないのか、県への要望をお願いします。今後も検査や監視を続けていくと聞いていますが、地元集落の住民は川上に穴を掘られて数年後になって地下水などへ影響が出るのではないかと心配しています。

事務局： ご意見いただいた内容につきましては県の担当に伝えさせていただきます。

岩浪委員： 県の環境対策班の責任者を務めていた立場から少し説明をさせていただきます。まず、今回処分方法についてですが、法律上は問題がない方法とされています。一方で現状を目の当たりにした住民の方が方法に不安を感じる気持ちももっともだと思います。今ほど委員が仰った埋設場所についてしっかり考えてほしいという話は私から県の農林部局に伝えさせていただきます。

また、今回の埋却処置の実施者は新潟県になります。本来の法律上では家畜の所有者が防疫措置まで実施し、対応も考えておくになっておりますが、今回の鳥インフルエンザに関しては、農林水産省から県も積極的に対応にあたるよう指針が出ているため、県が実施することになっています。そのため、この先もし何か起こった場合は実施者の県、もしくは家畜の所有者が責任を負うことになると思います。農林部局からは「大丈夫なはずだ」と話を聞いておりますが、懸念されているとおり、未来はわかりませんし、絶対ということはありませんので監視や調査は続けていきます。地元の方から見て異常を感じた場合は窓口となる村上地域振興局の農林振興局にご連絡していただければと思います。

6 閉会（午後3時）

会 長： それでは最後に副会長から挨拶をいただきまして、閉会とさせていただきます。

副会長： 皆さん長時間に渡り議論いただきありがとうございました。議論中にもありましたが、2030年温室効果ガス46%削減の目標に向けて、市はできるだけ早く市民への情報発信をお願いします。私も市民の一人として日々考えていきたいと思えます。

皆様お疲れ様でした。

委員一同： ありがとうございました。